

株 主 各 位

東京都渋谷区東一丁目2番20号
ぴあ株式会社
代表取締役社長 矢内 廣

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら44ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月13日(金曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月14日(土曜日)午前10時(開場:午前9時)
株主総会終了後、懇親会及びPFF(ぴあフィルムフェスティバル)アワード2013審査員特別賞受賞作品「山守クリップ工場の辺り」の上映会を予定しておりますので、併せてご出席くださいますようお願い申し上げます。
2. 場 所 東京都渋谷区東一丁目2番20号 渋谷ファーストタワー
バルサール渋谷ファースト地下1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第41期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役10名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前(平成26年6月10日)までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。当社定款第16条により、当社株主の方以外は株主総会に出席することができません。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://corporate.pia.jp/>)に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和などにより、企業収益の改善、個人消費の増加等、景気は緩やかな回復基調で推移し国内レジャー・エンタテインメント市場におきましても、引き続き底堅く推移しました。

このような状況下、前期に策定しました中期事業計画の2年目である当連結会計年度における当社グループの連結業績は、インターネットでのチケット販売が好調に推移する等、当初計画を大幅に上回るかたちで過去最高の売上を記録し、利益も大幅に伸長しました。

特にチケット販売サービスにおいては、大型興行を中心に音楽・演劇・スポーツ・レジャーなど様々なジャンルで年間を通じて好調に推移しました。中でも、当社も出資参画した昨年11月のポール・マッカートニーや今年3月のザ・ローリング・ストーンズの来日公演の成功は、当社の収益拡大に貢献しております。

また、「チケットぴあ」でのインターネット販売が、2011年に開設したスマートフォン専用サイトの利用率の高まりとともに伸長しており、同サービスを利用する際にご登録いただいている「ぴあ会員」が今年3月に1,500万人を突破しました。昨年8月には「チケットぴあ」Webサイトでの購入金額に応じてポイントが貯まり、様々なジャンルのイベントチケット等とお引き替えいただける「ぴあポイント」サービスを開始するなど、会員の皆様に対し、より質の高いサービスを提供するとともに、利便性の向上に努めております。

加えて、昨年5月に業務提携契約を締結したKDDI株式会社とは、「auスマートパス」会員向けのチケット先行販売を実施する他、スマートフォン向けエンタテインメントサイト「uP!!!」の開設や音楽・映画の各種イベント開催など両社による取り組みが拡大しております。

以上の結果、当社グループの当期の業績は、連結売上高1,281億38百万円(対前年同期比114.5%)、営業利益8億99百万円(対前年同期比5億18百万円良化)、経常利益8億99百万円(対前年同期比5億48百万円良化)、当期純利益8億13百万円(対前年同期比4億30百万円良化)と大幅な増収増益となりました。

売上に貢献した主なイベントや商品は次の通りであります。

<イベント>

「東方神起」、「SUPER JUNIOR」

「Animelo Summer Live 2013」

「ももいろクローバーZ」

「a-nation」、「AAA」

「KARA」、「Perfume」

「オーヴォ」

「松任谷由実」、「ポルノグラフィティ」

「浜崎あゆみ」

「ポール・マッカートニー」※当社出資興行

「ウォーキング・ウィズ・ダイナソー」※当社出資興行

<商品>

「ザ・ローリング・ストーンズ」※当社出資興行

「夏ぴあ」「秋ぴあ」「冬ぴあ」「春ぴあ」（首都圏版/関西版/東海版）

「花火ぴあ」（首都圏版/関西版）

「食本」シリーズ（池袋、銀座・有楽町、六本木等）

「氷室京介ぴあ」

「軍師・官兵衛ぴあ」

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億19百万円であり、その主なものはチケットシステムソフトウェア開発投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金にて充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、中期事業計画の最終年度となります次連結会計年度におきましては、引き続き「再建モードから成長モードへのシフト」をビジョンに掲げ中長期的成長への対応を進めつつ、連単安定黒字基盤の確立に向け、役員・社員一丸となって経営努力を積み重ねて参ります。

すでに2012年5月に発表しております中期事業計画の概要は以下の通りであります。

① インターネットの更なる活用

レジャー・エンタテインメント領域の情報流通とトランザクションがインターネット上にリンク、或いはシフトしていく中で、ぴあのブランド・サービス・プラットフォーム・メディアをインターネット上で磨き上げ、「エンタテインメントといえば“ぴあ”」という時代を創ります。

② 経営資源の選択と集中

レジャー・エンタテインメント領域への経営資源配分をより戦略化し、効率化することで、展開中の大小様々な事業・サービスの競争力強化を推進します。また、これを目的に、従来2つに分かれていた事業セグメントを統合いたします。

③ アライアンス戦略の推進

外部の企業・外部のサービスとの連携・アライアンスをこれまで以上に推進し、成長速度を加速します。

上記の事業展開を積み重ねることによって、次のような経営成績の実現を目指しております。

<連結ベース>

(単位：百万円)

	計 画 値		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
売上高	100,000	110,000	120,000
営業利益	200	600	1,000
経常利益	170	600	1,000
当期利益	150	500	900
営業CF	3,000	4,000	5,000

	実 績	実 績	予 想
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
売上高	111,950	128,138	118,000
営業利益	380	899	1,100
経常利益	350	899	1,100
当期利益	382	813	1,000
営業CF	3,892	△1,280	

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 38 期 平成23年 3 月期	第 39 期 平成24年 3 月期	第40期 平成25年 3 月期	第41期(当期) 平成26年 3 月期
売 上 高(百万円)	92,664	101,947	111,950	128,138
経 常 損 益(百万円)	30	93	350	899
当 期 純 損 益(百万円)	92	87	382	813
1株当たり当期純損益 (円)	6.56	6.22	27.19	57.79
総 資 産(百万円)	22,974	33,389	36,484	35,204
純 資 産(百万円)	3,900	3,992	4,340	5,014

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
びあデジタル コミュニケーションズ株式会社	100百万円	100.00%	デジタル情報の企画・提供
びあ総合研究所 株 式 会 社	10百万円	100.00%	エンタテインメント関連市場 分析研究
びあモバイル株式会社	60百万円	100.00%	インターネットに関わる事業
チケットびあ九州株式会社	30百万円	83.33%	興行チケットの九州地区での 仕入
株式会社東京音協	30百万円	63.33%	企業の福利厚生向け興行・レク リエーション主催及び興行チ ケット販売
PIA ASIA PACIFIC C O . , L I M I T E D	48,019,598HK \$	94.48%	中国エリアにおけるチケット及び出版 事業会社へのコンサルティング業

③ その他の重要な企業結合の状況

チケットびあ名古屋株式会社は、当社が議決権を25%所有しており、同社は当社の持分法適用の関連会社であります。

(7) 主要な事業内容 (平成26年3月31日現在)

当社グループは、音楽・スポーツ・演劇・映画・各種イベント等のチケット販売、レジャー・エンタテインメント領域におけるムック・書籍の刊行及びWEBサイトの運用、コンサートやイベント等の企画・制作・運営等の事業を全国的に展開しております。

当社グループのビジネスモデルは、ECサイト「チケットぴあ」・提携コンビニエンス店舗・チケットぴあ店舗・コールセンターなどの【チケット流通プラットフォーム】と、Webサイト「ぴあ映画生活」「こどもと遊ぼうWeb」「ウレぴあ総研」や当社が発行する各種情報誌、提携コンビニエンスが発行するフリーペーパーなどの【プロモーション・メディア】を展開することによって、コンシューマー（お客様）・コンテンツホルダー（権利者）・興行主催者の三方面に対してより付加価値のあるサービスを提供し、レジャー・エンタテインメント市場の活性化を促進するものです。

また、当社保有のシステムとデータベースは、レジャー・エンタテインメント領域において時々刻々と変化するデータを蓄積し、当社グループのビジネスモデルの根幹を成しています。これらITを活用した興行主催者に対する「チケットぴあ」システムのASP (Application Service Provider) 提供などのソリューションビジネス、「チケットぴあ」の公演情報や販売機能を他サイトへ提供するWeb API (Application Program Interface) 拡大など様々なサービスを展開しています。加えて、レジャー・エンタテインメント領域におけるチケット販売やイベント運営等の実績やノウハウを活かし、興行への主催参画や出資なども推進・拡大しています。

(8) 主要な営業所 (平成26年3月31日現在)

- | | |
|----------|----------------------|
| ① 本社 | 東京都渋谷区東一丁目2番20号 |
| ② 関西支社 | 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目4番4号 |
| ③ 中部支局 | 愛知県名古屋市中区東桜二丁目13番32号 |
| ④ 北海道営業所 | 北海道札幌市中央区北一条西三丁目 |
| ⑤ 中四国営業所 | 広島県広島市中区立町2番27号 |
| ⑥ 東北営業所 | 宮城県仙台市青葉区国分町一丁目6番18号 |

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
260(484)名	14名増(19名増)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
231(471)名	14名増(21名増)	40.4歳	13.9年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	380百万円
株式会社りそな銀行	333百万円
株式会社三井住友銀行	214百万円
株式会社北陸銀行	99百万円
株式会社東京都民銀行	50百万円
株式会社あおぞら銀行	48百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 14,092,913株（自己株22,490株を含む。）
(2) 株主数 25,980名
(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
矢内 廣	2,900,100株	20.6%
株式会社セブン&アイ・ホールディングス	1,409,400株	10.0%
凸版印刷株式会社	1,087,709株	7.7%
株式会社セブン&アイ・ネットメディア	704,700株	5.0%
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	704,700株	5.0%
K D D I 株式会社	649,300株	4.6%
斎藤 廣一	506,300株	3.6%
株式会社経営共創基盤	481,800株	3.4%
林 和男	450,800株	3.2%
日本トラスティ・サービスマ信託銀行株式会社	374,600株	2.7%

(注) 持株比率は自己株式（22,490株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

平成25年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

2,700個

- ・新株予約権の目的である株式の数

270,000株（新株予約権1個につき100株）

- ・新株予約権の払込金額

1個につき631円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 167,800円（1株当たり 1,678円）

- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本

金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から、上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・ 新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月1日から平成28年5月31日まで

・ 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権者は、当社が開示した平成27年3月期の決算短信において計算される①株主資本利益率(連結損益計算書に記載された平成27年3月期の当期純利益の額を連結貸借対照表に記載された平成27年3月期の株主資本合計の額で除した値をいう。)が16%以上、かつ、②平成26年3月期及び平成27年3月期の償却前営業利益(連結損益計算書に記載された営業利益の額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費の額を加算した額をいう。)の合計額が26億円以上となる場合にのみ、本新株予約権を行使できる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員としての地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または執行役員の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

4) 各本新株予約権の一部行使はできない。

5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「2013年第1回新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

・当社従業員の保有状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	保 有 者 数
取締役（社外取締役を除く）	2,700個	270,000株	5名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

平成25年5月13日開催の取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

2,280個

・新株予約権の目的である株式の数

228,000株（新株予約権1個につき100株）

・新株予約権の払込金額

1個につき631円

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1個当たり 167,800円（1株当たり 1,678円）

・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記1)記載の資本金等増加限度額から、上記1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

・新株予約権を行使することができる期間

平成27年4月1日から平成28年5月31日まで

・新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権者は、当社が開示した平成27年3月期の決算短信において計算される①株主資本利益率（連結損益計算書に記載された平成27年3月期の当期純利益の額を連結貸借対照表に記載された平成27年3月期の株主資本合計の額で除した値をいう。）が16%以上、かつ、②平成26

年3月期及び平成27年3月期の償却前営業利益(連結損益計算書に記載された営業利益の額に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費の額を加算した額をいう。)の合計額が26億円以上となる場合にのみ、本新株予約権を行使できる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

- 2) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、執行役員もしくは従業員に地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が取締役または執行役員の任期満了もしくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、執行役員もしくは従業員に地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。
- 3) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。
- 4) 各本新株予約権の一部行使はできない。
- 5) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「2013年第1回新株予約権割当契約書」の定めるところによる。

・当社使用人等への交付状況

区 分	新株予約権の数	目的である株式の数	交 付 者 数
当 社 使 用 人	2,280個	228,000株	42名
子 会 社 使 用 人	—	—	—

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢 内 廣	CEO(最高経営責任者) びあデジタルコミュニケーションズ株式会社代表取締役社長 チケットびあ名古屋株式会社代表取締役会長 チケットびあ九州株式会社代表取締役会長
取 締 役	白 井 衛	東アジア事業開発担当 株式会社東京音協代表取締役社長
取 締 役	木 本 敬 巳	事業統括本部長 コンテンツ事業・メディア事業・ライブエンタテインメント&SP事業・人事・法務・総務・事業戦略担当
取 締 役	長 島 靖 弘	ファンマーケティング・コンシューマーサービス・遊び開発・システム・主計・システム戦略室担当
取 締 役	夏 野 剛	IT戦略担当 慶應義塾大学政策メディア研究科特別招聘教授 セガサミーホールディングス株式会社社外取締役 トランスコスモス株式会社社外取締役 株式会社ダウンゴ取締役 グリー株式会社社外取締役
取 締 役	吉 澤 保 幸	財務・経営企画・管理（CCO）担当
取 締 役	佐久間 昇 二	共栄電工株式会社社外取締役 日本テレネット株式会社社外取締役相談役
取 締 役	富 山 和 彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO オムロン株式会社社外取締役 株式会社みちのりホールディングス取締役 中日本高速道路株式会社社外監査役
取 締 役	松 永 明 生	株式会社セブンドリーム・ドットコム取締役 株式会社セブン&アイ・ネットメディア取締役執行役員
監査役（常勤）	能 勢 正 幸	公認会計士
監 査 役	斎 藤 廣 一	
監 査 役	松 田 政 行	森・濱田松本法律事務所 弁護士 株式会社ダイヤモンド社監査役 中央大学法科大学院客員教授 青山学院大学法科大学院客員教授
監 査 役	新 井 誠	凸版印刷株式会社常務取締役情報コミュニケーション事業本部副事業本部長 トップエンエディトリアルコミュニケーションズ株式会社代表取締役 株式会社BrandXing取締役 株式会社フレール館取締役 株式会社トータルメディア開発研究所取締役

(注) 1. 取締役 佐久間昇二、富山和彦、松永明生の3氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 松田政行、新井誠の2氏は、社外監査役であります。

3. 取締役 佐久間昇二氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役 林和男、後藤克弘の2氏は、平成25年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
5. 取締役 唐沢徹氏は、平成25年11月26日に辞任により退任いたしました。
6. 監査役 能勢正幸氏及び監査役 松田政行氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 能勢正幸氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・監査役 松田政行氏は、弁護士として企業法務に精通しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (4)	146百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2)	20百万円 (5)
合 計 (うち社外役員)	16名 (6)	166百万円 (17)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第30回定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役の支給人員及び支給額には、平成25年6月22日開催の第40回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および平成25年11月26日に辞任により退任した取締役1名を含んでおります。
4. 監査役の報酬限度額は、平成15年6月26日開催の第30回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
5. なお、報酬等に記載するほかに、当事業年度に退任した取締役1名に対し退職慰労金92百万円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 の 状 況
取 締 役	佐久間 昇 二	共栄電工株式会社社外取締役 日本テレネット株式会社社外取締役相談役
取 締 役	富 山 和 彦	株式会社経営共創基盤代表取締役CEO オムロン株式会社社外取締役 株式会社みちのりホールディングス取締役 中日本高速道路株式会社社外監査役
取 締 役	松 永 明 生	株式会社セブンドリーム・ドットコム取締役 株式会社セブン&アイ・ネットメディア取締役執行役員
監 査 役	松 田 政 行	森・濱田松本法律事務所 弁護士 株式会社ダイヤモンド社監査役 中央大学法科大学院客員教授 青山学院大学法科大学院客員教授
監 査 役	新 井 誠	凸版印刷株式会社常務取締役情報コミュニケーション事業本部副事業本部長 トッパンエディトリアルコミュニケーションズ株式会社代表取締役 株式会社BrandXing取締役 株式会社フレーベル館取締役 株式会社トータルメディア開発研究所取締役

- (注) 1. 株式会社経営共創基盤は当社株式数の3.4%を保有しており、当社は同社との間で業務委託契約を締結しております。
2. 株式会社セブンドリーム・ドットコムと当社は、チケット販売に関する契約を締結しております。
3. 株式会社セブン&アイ・ネットメディアは当社株式数の5.0%を保有しております。
4. 森・濱田松本法律事務所は当社の顧問弁護士事務所であります。
5. 凸版印刷株式会社は当社株式数の7.7%を保有しており、当社は同社に出版物の印刷・製本等の業務を委託しております。
6. 当社と上記1. 2. 3. 4. 5. 以外の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	佐久間 昇 二	当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、企業経営全般にわたる幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	富 山 和 彦	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席し、企業経営全般にわたる幅広い経験に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	松 永 明 生	当事業年度で就任後開催の取締役会11回全てに出席し、企業経営及び流通・販売事業に関する専門的な知見に基づき意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監 査 役	松 田 政 行	当事業年度開催の取締役会14回のうち12回、また監査役会13回全てに出席し、弁護士としての企業法務等における幅広い見識に基づき、必要な発言を積極的に行っております。
監 査 役	新 井 誠	当事業年度開催の取締役会14回のうち11回、また監査役会13回のうち10回に出席し、出版・情報コミュニケーション事業や企業経営全般における幅広い経験に基づき、必要な発言を積極的に行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 報酬等の額

	金 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役員職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「びあグループ企業行動憲章」を定め、全役員に周知徹底させる。また、グループ企業全体で法令遵守をはじめとした企業としての社会的責任を果たすため、グループ社内での研修、教育の推進も含め内部統制を担当する取締役CCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、適正な職務執行を徹底する。また、びあグループ全従業員を対象とした内部通報制度の整備を行い、実効性を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に関する文書は、社内規程(文書管理規程、稟議規程等)に従い適切に保存、管理を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各業務部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。各事業部門の長は、適宜リスク管理の状況を取締役に報告する。また、コンプライアンス委員会を中心としてグループ全体につきリスク管理体制の構築及び運用を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各事業本部単位における意思決定プロセスの簡素化や効率的な意思決定に資する組織体制を整備するとともに、全社に係る重要な事項ならびに各本部にまたがる重要な事項については合議制により慎重な意思決定を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①に同じ。

- ⑥ 会社ならびに親会社及び関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス委員会は、「びあグループ企業行動憲章」に基づき、グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努めるとともに、社内規程については必要に応じて適宜見直しを行い、業務の円滑な推進を図る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役を補助すべき使用人として、必要な人員を配置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関して、監査役会は事前に協議できるものとする。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生しまたは発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。監査役会は、事業部門を統括する取締役および内部統制を担当する取締役から、定期的または不定期にリスク管理体制に関する事項の報告を受けるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と適宜意見交換を行い、また内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の企業価値の源泉は、(i)当社の運営するECサイト、プロモーション・メディア及び流通プラットフォームを通して、コンシューマー（お客様）・コンテンツホルダー（権利者）・興行主催者の三方面に対してより付加価値のあるサービス、及びソリューションを提供するというビジネスモデルの確立と不断の楽しさあふれる商品・サービス提供、(ii)エンタテインメント業界における広範囲な企業連携及び人的ネットワークの構築、(iii)各種レジャー・エンタテインメント情報をユーザーの目線で編集、企画、広告等を行うことができるノウハウ等の蓄積、(iv)企業理念（「ひとりひとりが生き生きと」）をベースとしたPIA IDENTITY（平成10年策定）に基づく経営革新努力、等の相乗効果による「ぴあブランド」の構築とこのようなブランドバリューの最大限の活用にあると認識しております。

当社グループとしましては、このような「ぴあブランド」の更なる強化、進化を通じながら、ぴあの企業理念である「ひとりひとりが生き生きと」が広範に実現する豊かな社会の発展に貢献して参りたいと考えております。

しかるところ、今後もし、当社の株式の大量買付等を行う者が現れた場合、これらがその大量買付等を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

もちろん、当社は、上場会社である当社の株式は、株主または投資家の皆様に自由に取引されるものであり、特定の者による当社株式の大量買付等に応じるか否かは、当社株主の皆様に十分な情報が提供された上で、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えており、これが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、株主の皆様が株式の大量買付等の内容等について検討し、取締役会が意見を取りまとめ、必要に応じ代替案を提示し、株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を提供しないもの、経営方針・投下資本の回収方針等の十分な情報を合理的な期間内に提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、または、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適當であるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあるもの等があることを否定することはできません。

当社は、このような特定の者による当社株式の大量買付等に伴い、会社の存立、発展が阻害されるおそれが生ずる等、会社の企業価値が毀損され、会社の利益については株主の共同の利益が害されることになるような場合には、その防止のために当該株主を差別的に取り扱うことも、当該取扱いが衡平の理念に反し、相当性を欠くものでない限り許され、そのために、最終的には会社の利益の帰属主体である株主の皆様自身の判断において対抗措置を行うことができるほか、当該特定の者が必要な情報や時間を提供しない場合や、当社の企業価値については株主共同の利益を毀損することが明白な濫用的買収を行う場合等、取締役会の判断により相当な対抗措置を講ずることが許容される場合があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付等を行う者に対して、遵守すべき一定の手続があること、また、法令及び当社定款等の許容する限度において、相当な対抗措置を実施することがあり得ることを事前に警告すること等により、当社の企業価値については株主共同の利益を毀損するおそれがある買付等を防止することとします。具体的には、本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を株主総会において決議し、当該対応策の内容を、株式会社東京証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることとします。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

この間、当社は当社グループの企業価値、株主共同の利益の向上に向けた各種取組みを進めております。即ち、上場以来、ぴあファンの方々へ当社株主になって頂くことを念頭に、個人株主の形成に向けた様々な施策（株主優待の充実、株主懇談会等）に取組み、高い個人株主比率を実現しております。

そうした中で、業績面では、中期的な事業成長と収益性向上による中長期的な企業価値向上に邁進するべく、平成24年度からの新たな中期事業計画（3カ年）を策定し、これまでの再生モードから未来志向の成長モードへのシフトを展開しており、平成24年度（平成25年3月期）及び平成25年度（平成26年3月期）においては、連続して過去最高の売上高での増収増益を達成するなど着実に計画を進捗させております。

- ③ 本基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、本基本方針に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある当社株式の大量買付等がなされることを防止するために導入されるものです。

平成26年3月31日現在、当社役員の所有株式数合計の議決権比率（以下「議決権比率」といいます。）は24.6%であります。また、今後恒常的に発生するシステム投資や中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規成長事業への投資等に伴う資金調達的手段として、または自己資本の充実のため、資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これを実施する場合には当社役員の議決権比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の異動等によって議決権比率が低下する可能性もあり、また、当社は上場会社であることから、大株主が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大量買付等により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、本基本方針に定められた通り、特定の者による株式の大量買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が委ねられるべきものと考えております。そして、株主の皆様がこの判断を適切に行うためには、買付者等から必要な情報の提供を受けること、取締役会から必要な情報や代替案の提示を受けること、及び、これらのために必要な時間を確保することが必要不可欠であり、これらの情報を収集し、株主の皆様へ伝達するのは、株主の皆様への負託を受けて会社経営の任にあたる取締役会の責務であると考えております。にもかかわらず、買付者等が必要な情報を合理的な期間内に提供しない場合、または、これらのために必要な時間、もしくは当社取締役会が株主の皆様のために買付者等と交渉するために必要な時間を確保しない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護の観点から、取締役会は原則として速やかに対抗措置の発動を行う必要があると考えております。また、買付者等が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的買収を行う場合にも、同様であると考えております。さらに、買付等の条件が当社の本源的価値に鑑み不十分もしくは不適當なものである場合等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれ

のある場合には、対抗措置の発動を行うか否かの判断は、企業価値及び株主共同の利益を図るべく経営の任にあたる取締役会の責務を踏まえつつも、最終的には株主の皆様へ委ねることが適切であると考えております。そして、これらの過程において、取締役会が万が一にも恣意的に行動することがないよう、それを防ぐための措置を講ずることも必要であります。

このような観点から、本プランにおいては、中立かつ独立の立場から勧告を行う独立委員会を設置し、当社取締役会がその勧告を最大限尊重する形で手続を進めることとします。

(注) なお、本プランの詳細につきましては、証券取引所における適時開示、当社ホームページ等への掲載により開示しておりますのでご参照ください。

④ 企業価値向上等への取組み及び本プランが本基本方針に沿うものであること

企業価値向上等への取組みは、中期事業計画の推進等により当社の企業価値・株主共同の利益を向上させることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為が行われることを未然に防止しようとするものであり、本基本方針に沿うものであると判断しております。

また、本プランは、当社株券等の買付者等が買付等に関する必要かつ十分な情報を株主の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、及び当社取締役会または当社株主総会が対抗措置の発動の是非について決議した後にのみ当該買付等を開始することを求め、これを遵守しない買付者等に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会または株主総会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、本プランに定める手続が遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者等の買付等が本プランに定める濫用的買付等であると認め、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認めて対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会または株主総会が決議した場合には、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために新株予約権無償割当て等の対抗措置を講じることがあることを明記しています。

このように本プランは、本基本方針の考え方に沿って設計されたものであると判断しております。

- ⑤ 企業価値向上等への取組み及び本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

企業価値向上等への取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

- ⑥ 企業価値向上等への取組み及び本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

企業価値向上等への取組みは、中期事業計画の推進等により、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を目的とするものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、将来の事業拡大と財務体質強化のため、必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様ごの期待に沿えるよう安定した配当を継続していくことを基本方針であり、昨年、以下のとおり新たにびあグループの「株主還元方針」を定めております。

中長期の事業及び投資環境等の経営状況を鑑みた上で「配当政策」「自己株式の取得」「株式優待」の3つを軸に展開し、これら3つの総還元性向（還元前の当期純利益に対する割合）は30%を目安とします。

「配当」は、連結での配当性向（当期純利益に対する割合）20%程度を目安とします。

「自己株式の取得」は、株主価値の向上・資本効率の向上などを目的とします。

「株主優待」は、当社事業へのご理解と長期保有の株主様の増加を図ることを目的とします。

当期の配当につきましては、上記の方針及び通期の業績が当初予想を上回って増収増益を達成したことに基づき、1株当たり10円（前期実績 1株当たり5円）の普通配当を実施させていただくことといたしました。

なお、次期の配当予想につきましては、1株当たり12円を予定しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	32,708,115	流 動 負 債	29,161,636
現金及び預金	16,292,855	買掛金	24,513,872
受取手形及び売掛金	14,437,020	短期借入金	100,000
商品及び製品	110,091	1年内返済予定長期借入金	742,636
仕掛品	2,027	未払金	1,013,535
原材料及び貯蔵品	4,966	未払法人税等	89,616
繰延税金資産	454,323	賞与引当金	206,218
その他	1,456,954	返品調整引当金	311,000
貸倒引当金	△50,123	その他	2,184,757
固 定 資 産	2,496,741	固 定 負 債	1,028,815
(有形固定資産)	(322,196)	長期借入金	282,000
建物	106,885	繰延税金負債	15,954
工具器具及び備品	132,509	退職給付に係る負債	192,982
土地	6,240	役員退職慰労引当金	92,923
リース資産	76,561	資産除去債務	61,453
(無形固定資産)	(1,199,204)	預り営業保証金	325,600
のれん	2,095	その他	57,901
ソフトウェア	978,729	負 債 合 計	30,190,452
ソフトウェア仮勘定	158,611	純 資 産 の 部	
その他	59,768	株 主 資 本	5,053,425
(投資その他の資産)	(975,340)	資本金	4,239,158
投資有価証券	414,190	資本剰余金	402,670
敷金保証金	476,021	利益剰余金	472,974
繰延税金資産	8,627	自己株式	△61,377
その他	428,510	その他の包括利益累計額	△88,860
貸倒引当金	△352,010	その他有価証券評価差額金	13,101
資 産 合 計	35,204,856	為替換算調整勘定	△19,119
		退職給付に係る調整累計額	△82,842
		新 株 予 約 権	3,142
		少 数 株 主 持 分	46,696
		純 資 産 合 計	5,014,404
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,204,856

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		128,138,637
II 売 上 原 価		117,502,494
売 上 総 利 益		10,636,143
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,737,048
営 業 利 益		899,095
IV 営 業 外 収 益		34,664
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16,000	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	14,962	
そ の 他	3,700	
V 営 業 外 費 用		34,606
支 払 利 息	26,965	
諸 債 務 整 理 損	5,806	
そ の 他	1,834	
経 常 利 益		899,153
VI 特 別 利 益		4,750
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,750	
VII 特 別 損 失		178,112
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,999	
減 損 損 失	44,200	
保 険 解 約 損	42,724	
役 員 退 職 特 別 功 労 金	71,188	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		725,790
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	120,370	
法 人 税 等 調 整 額	△211,300	△90,929
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		816,720
少 数 株 主 利 益		3,569
当 期 純 利 益		813,151

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日 残高	4,239,158	402,670	△269,825	△61,363	4,310,639
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△70,352		△70,352
当 期 純 利 益			813,151		813,151
自 己 株 式 の 取 得				△13	△13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	742,799	△13	742,786
平成26年3月31日 残高	4,239,158	402,670	472,974	△61,377	5,053,425

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整	替 換 算 定	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額			
平成25年4月1日 残高	7,667	△20,711		—	△13,043	43,127	4,340,723
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△70,352
当 期 純 利 益							813,151
自 己 株 式 の 取 得							△13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	5,433	1,592	△82,842	△75,816	3,142	3,569	△69,106
連結会計年度中の変動額合計	5,433	1,592	△82,842	△75,816	3,142	3,569	673,680
平成26年3月31日 残高	13,101	△19,119	△82,842	△88,860	3,142	46,696	5,014,404

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 6社
主要な連結子会社の名称 びあデジタルコミュニケーションズ株式会社
株式会社東京音協
チケットびあ九州株式会社

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたびあインターナショナル株式会社は清算したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結子会社数 なし
前連結会計年度において持分法適用会社でありましたPIA Entertainment (H.K.), Ltdは当社と締結していたフランチャイズ契約等を解約したことにより、持分法の適用の範囲から除外しております。
- ② 持分法適用の関連会社数 1社
会社等の名称 チケットびあ名古屋株式会社

- ③ 持分法を適用していない関連会社
株式会社J Tエンタテインメント、株式会社文化科学研究所及び株式会社ジャムトーストは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理しております。

ハ. たな卸資産

- ・商品及び製品
- ・仕掛品
- ・原材料及び貯蔵品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

ハ. 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。役員の退職慰労金の支給に備えるため、親会社は役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ハ. ヘッジ方針

ヘッジ対象 … 借入金利息

財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジの有効性の評価に代えております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間で均等償却することとしております。ただし、金額が僅少な場合は発生した期の損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度より、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を適用しております。（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）これにより、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を退職給付に係る負債に計上しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な扱いに従っており、当連結会計年度において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が192,982千円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が82,842千円減少しております。
 なお、1株当たり純資産額は5.88円減少しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 278,328千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

ソフトウェア44,200千円が遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	14,092,913株	一株	一株	14,092,913株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	22,481株	9株	一株	22,490株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年5月13日 定時取締役会	普通株式	70,352千円	5円	平成25年3月31日	平成25年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年5月12日 定時取締役会	普通株式	利益剰余金	140,704千円	10円	平成26年3月31日	平成26年6月17日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、ヘッジ目的以外には行わないものとしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業等の株式であります。主に上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握する体制にしております。

営業債務である買掛金は、ほぼ全てが6カ月以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に運転資金であります。

長期借入金（原則5年以内）は、主に設備投資に係る調達であります。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

また、これら営業債務及び短期借入金並びに長期借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従うこととしております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価格が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	16,292,855	16,292,855	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,386,896	14,386,896	—
(3) 投資有価証券	25,760	25,760	—
資産計	30,705,511	30,705,511	—
(1) 買掛金	24,513,872	24,513,872	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）	1,024,636	1,018,621	△6,014
(4) デリバティブ取引	—	—	—
負債計	25,638,508	25,632,493	△6,014

- (注) 1. 金融商品の時価の算定方法、投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

なお、受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額については、貸倒引当金を控除しております。

- (3) 投資有価証券

投資有価証券については、取引所の価格によっております。

負債

- (1) 買掛金、並びに(2)短期借入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 長期借入金（1年内返済予定長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は、一部金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(4)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

- (4) デリバティブ取引

金利スワップ特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載してあります。（上記(3)参照）

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額388,430千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 352円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 57円79銭 |

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	29,990,558	流 動 負 債	28,611,574
現金及び預金	13,696,165	買掛金	24,069,200
受取手形及び売掛金	14,338,961	短期借入金	100,000
商品及び製品	110,091	1年内返済予定長期借入金	742,636
仕掛品	2,027	未払金	959,763
原材料及び貯蔵品	4,836	未払費用	418,108
前払費用	205,356	未払法人税等	76,313
未収入金	283,426	前受金	1,308,942
前渡金	921,437	賞与引当金	196,000
繰延税金資産	450,000	返品調整引当金	311,000
その他	25,353	その他	429,609
貸倒引当金	△47,097	固 定 負 債	922,407
固 定 資 産	4,983,559	長期借入金	282,000
(有形固定資産)	(320,627)	繰延税金負債	15,954
建物	105,839	退職給付引当金	86,574
工具器具及び備品	131,985	役員退職慰労引当金	92,923
土地	6,240	資産除去債務	61,453
リース資産	76,561	預り営業保証金	325,600
(無形固定資産)	(1,178,706)	その他	57,901
ソフトウェア	963,274	負 債 合 計	29,533,981
ソフトウェア仮勘定	158,611	純 資 産 の 部	
その他	56,820	株 主 資 本	5,423,892
(投資その他の資産)	(3,484,225)	資本金	4,239,158
投資有価証券	145,385	資本剰余金	4,961
関係会社株式	2,791,144	その他資本剰余金	4,961
敷金保証金	473,328	利 益 剰 余 金	1,241,150
破産更生債権等	545,375	利益準備金	11,258
その他	25,255	その他利益剰余金	1,229,892
貸倒引当金	△496,262	自 己 株 式	△61,377
資 産 合 計	34,974,117	評価・換算差額等	13,101
		その他有価証券評価差額金	13,101
		新 株 予 約 権	3,142
		純 資 産 合 計	5,440,136
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	34,974,117

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 売 上 高		127,240,479
II 売 上 原 価		116,982,864
売 上 総 利 益		10,257,615
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,361,381
営 業 利 益		896,233
IV 営 業 外 収 益		20,448
受 取 利 息	673	
受 取 配 当 金	16,092	
そ の 他	3,683	
V 営 業 外 費 用		33,097
支 払 利 息	26,965	
諸 債 務 整 理 損	5,806	
そ の 他	325	
経 常 利 益		883,584
VI 特 別 利 益		4,750
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,750	
VII 特 別 損 失		178,112
関 係 会 社 株 式 評 価 損	19,999	
減 損 損 失	44,200	
保 険 解 約 損	42,724	
役 員 退 職 特 別 功 労 金	71,188	
税 引 前 当 期 純 利 益		710,221
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	101,473	
法 人 税 等 調 整 額	△206,921	△105,448
当 期 純 利 益		815,670

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金 合 計		
平成25年4月1日 残高	4,239,158	4,961	4,961	4,222	491,610	495,832	△61,363	4,678,587
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△70,352	△70,352		△70,352
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				7,035	△7,035	-		-
当期純利益					815,670	815,670		815,670
自己株式の取得							△13	△13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	7,035	738,282	745,317	△13	745,304
平成26年3月31日 残高	4,239,158	4,961	4,961	11,258	1,229,892	1,241,150	△61,377	5,423,892

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成25年4月1日 残高	7,667	7,667	-	4,686,255
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△70,352
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立				-
当期純利益				815,670
自己株式の取得				△13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	5,433	5,433	3,142	8,575
事業年度中の変動額合計	5,433	5,433	3,142	753,880
平成26年3月31日 残高	13,101	13,101	3,142	5,440,136

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

金利スワップ契約については、特例処理の要件を満たすため時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対価となる負債に係る利息に加減して処理しております。

③ たな卸資産

・商品及び製品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・仕掛品

・原材料及び貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

② 無形固定資産

イ. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ロ. その他の無形固定資産

定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 返品調整引当金

製品の返品による損失に備えるため、一定期間の返品実績率等に基づく損失見込額を計上しております。

- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
 過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により費用処理しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たすものについては、特例処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 … 金利スワップ
 ヘッジ対象 … 借入金利息
- ③ ヘッジ方針 財務活動に係る金利リスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 金利スワップ取引については、特例処理の要件に該当するかの判断をもって、ヘッジ有効性の評価に代えております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

- 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 272,348千円
- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- ① 短期金銭債権 56,303千円
- ② 長期金銭債権 147,085千円
- ③ 短期金銭債務 1,418,742千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

① 売上高	160,881千円
② 営業費用	11,685,400千円

(2) 減損損失

ソフトウェア44,200千円が遊休資産となり投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	22,481株	9株	一株	22,490株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

① 繰延税金資産	繰越欠損金	1,217,101千円
	賞与引当金	69,854千円
	貸倒引当金損金算入限度超過額	168,984千円
	返品調整引当金	66,560千円
	退職給付引当金	30,855千円
	役員退職慰労引当金	33,118千円
	投資有価証券評価損	84,179千円
	関係会社株式評価損	35,207千円
	資産除去債務	21,635千円
	その他	168,957千円
	繰延税金資産小計	1,896,453千円
	評価性引当額	△1,446,453千円
	繰延税金資産合計	450,000千円
② 繰延税金負債	資産除去債務に対応する除去費用	△8,699千円
	その他有価証券評価差額金	△7,254千円
	繰延税金負債合計	△15,954千円
	繰延税金資産の純額	434,045千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以降に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は29,933千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
子会社	チケットびあ九州㈱	所有 直接83.3%	興行チケット入仕の役員の兼任	九州地方における興行チケットの仕入委託 (注2)	4,103,964	買掛金	425,646
関連会社	チケットびあ名古屋㈱	所有 直接25.0%	興行チケット入仕の役員の兼任	中部地方における興行チケットの仕入委託 (注2)	7,175,536	買掛金	917,631

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

(2) その他の関係会社等

属性	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注1)	科目	期末残高 (千円) (注1)
その他の関係会社の子会社	㈱セブンドリーム・ドットコム	—	チケット販売委託及びチケット代金回収代行等	販売手数料等の支払 (注3)	1,314,454	売掛金 (注2)	4,840,901

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 売掛金残高は、未入金のチケット代金（券面額）から、販売手数料等支払額を控除した金額であります。

(注3) 市場価格、総原価等を勘案して交渉により、一般取引と同様に決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 386円41銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 57円97銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

びあ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 杉 本 茂 次 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田 村 剛 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 孫 延 生 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、びあ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、びあ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月9日

ぴあ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田村剛 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 孫延生 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ぴあ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

びあ株式会社		監査役会	
常勤監査役	能勢正幸	ⓐ	
監査役	齋藤廣一	ⓑ	
社外監査役	松田政行	ⓒ	
社外監査役	新井誠	ⓓ	

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役10名選任の件

取締役全員は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	やない ひろし 矢内 廣 (昭和25年1月7日生)	昭和49年12月 びあ株式会社設立 同代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼CEO (現任) (重要な兼職の状況) びあデジタルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 チケットびあ九州株式会社 代表取締役会長 チケットびあ名古屋株式会社 代表取締役会長	2,900,100株
2	しらい まもる 白井 衛 (昭和30年9月17日生)	昭和54年7月 当社入社 平成10年6月 当社取締役 平成14年5月 当社常務取締役 平成17年5月 当社取締役 平成22年4月 当社取締役開発局長 平成23年6月 当社取締役 平成25年4月 当社取締役東アジア事業開発担 当 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社東京音協 代表取締役社長	15,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	きもと たかし 木本 敬巳 (昭和35年12月8日生)	昭和62年6月 当社入社 平成18年4月 当社執行役員電子チケット事業 本部長 平成20年7月 当社上級執行役員ライブ・エンタ テインメント本部長 平成22年4月 当社上級執行役員ライブ・エンタ テインメント局長 平成23年6月 当社取締役エンタテインメント 事業本部副本部長兼ライブ・クリ エイティブ局長 平成24年4月 当社取締役事業統括本部副本部 長兼ライブ&メディア事業本部 長 平成25年4月 当社取締役事業統括本部副本部 長 平成26年1月 当社取締役事業統括本部長 (現 任)	1,300株
4	ながしま やすひろ 長島 靖弘 (昭和32年7月21日生)	平成2年10月 株式会社リクルート入社 平成13年12月 当社入社 執行役員IT統括本部 長 平成18年7月 当社上級執行役員システム局長 平成21年4月 当社上級執行役員チケット流通 ディビジョン長 平成22年4月 当社上級執行役員経営企画室長 兼コーポレート局長 平成23年6月 当社上級執行役員システム局長 平成24年4月 当社上級執行役員ソリューション 開発局長兼システム局長 平成25年4月 当社上級執行役員ファンマーケ ティング局担当兼システム局担 当兼主計局担当 平成25年6月 当社取締役 平成26年4月 当社取締役コーポレート統括本 部長 (現任)	1,000株
5	むらかみ もとはる 村上 元春 (昭和40年4月13日生)	昭和63年4月 当社入社 平成20年7月 当社執行役員ライブ・エンタテイ ンメント本部副本部長 平成24年6月 当社上級執行役員ライブ・エンタ テインメント統括局長 平成26年4月 当社上級執行役員CSR推進室 長兼事業統括本部長補佐 (現任)	1,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	なつの たけし 夏野 剛 (昭和40年3月17日生)	平成8年6月 株式会社ハイパーネット取締役 副社長 平成13年7月 株式会社NTTドコモiモード 企画部長 平成17年6月 同社執行役員マルチメディアサ ービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学政策メディア研究 科特別招聘教授(現任) 平成20年6月 当社取締役 セガサミーホールディングス株 式会社社外取締役(現任) トランスコスモス株式会社社外 取締役(現任) 平成20年12月 株式会社ドワンゴ取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社社外取締役(現 任) 平成22年4月 当社取締役セールスプロモーシ ョン局長 平成24年4月 当社取締役コンシューマーサー ビス本部長 平成25年4月 当社取締役IT戦略担当 平成26年4月 当社取締役顧客・WEB戦略担当 (現任)	1,000株
7	よしざわ やすゆき 吉澤 保幸 (昭和30年7月7日生)	昭和53年4月 日本銀行入行 平成8年5月 同行営業局証券課長 平成13年2月 当社入社 執行役員 平成14年6月 当社取締役コーポレート本部長 平成19年6月 当社取締役常務執行役員コーポ レート本部長 平成20年6月 当社顧問 平成25年6月 当社取締役 平成26年1月 当社取締役財務・経営企画・管理 担当C.C.O.(現任)	6,000株
8	さくま しょうじ 佐久間 昇二 (昭和6年11月23日生)	昭和62年2月 松下電器産業株式会社取締役副社長 平成5年6月 株式会社WOWOW代表取締役社長 平成13年6月 同社代表取締役会長 平成19年2月 共栄電工株式会社社外取締役(現 任) 平成19年6月 株式会社WOWOW相談役 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成22年6月 日本テレネット株式会社社外取締役 相談役(平成26年6月退任予定)	5,000株

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
9	とやま かずひこ 富山和彦 (昭和35年4月15日生)	平成15年4月 株式会社産業再生機構代表取締役専務 平成19年4月 株式会社経営共創基盤代表取締役CEO(現任) 平成19年6月 オムロン株式会社社外取締役(現任) 平成20年6月 当社社外取締役(現任) 平成21年6月 株式会社みちのりホールディングス取締役(現任) 中日本高速道路株式会社社外監査役(現任)	0株
10	まつなが あきお 松永明生 (昭和39年1月26日生)	昭和62年3月 株式会社セブン・イレブン・ジャパン入社 平成12年6月 株式会社セブンドリーム・ドットコム転籍 平成20年1月 同社経営企画部総括マネージャー 平成23年11月 株式会社セブン&アイ・ネットメディア経営管理部シニアオフィサー 平成24年5月 株式会社セブンドリーム・ドットコム執行役員経営企画部長 平成25年5月 同社取締役(現任) 平成25年6月 当社社外取締役(現任) 平成26年3月 株式会社セブン&アイ・ネットメディア取締役執行役員(現任)	0株

- (注) 1. 当社の代表取締役社長 矢内廣は、当社の関係会社であるチケットぴあ九州株式会社及びチケットぴあ名古屋株式会社の代表取締役会長を兼務し、当社は両社より興行チケットの九州地域及び中部地域での仕入れを行っております。当社の取締役白井衛は、当社の関係会社である株式会社東京音協の代表取締役社長を兼務し、当社は同社とチケット販売関連業務に関する取引を行っております。富山和彦氏が代表取締役を務める株式会社経営共創基盤とは業務委託契約を締結しております。他の各候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐久間昇二氏、富山和彦氏及び松永明生氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐久間昇二氏と富山和彦氏の社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって6年、松永明生氏の社外取締役在任期間は本総会の終結の時をもって1年であります。
4. 佐久間昇二氏は、東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員の候補者であります。

5. 社外取締役の選任理由について

佐久間昇二氏を社外取締役の候補とした理由は、企業経営者として経営全般にわたる豊富な経験と実績そして幅広い見識を有しており、当社の経営についての的確な助言をいただけるものと判断したからであります（また、同氏は当社が平成25年に設置した当社の買収防衛策に関する独立委員会の委員でもあります。）。

富山和彦氏を社外取締役の候補とした理由は、数々の企業経営を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と実績を有しており、当社の経営についての的確な助言をいただけるものと判断したからであります。

松永明生氏を社外取締役の候補とした理由は、企業経営及び流通・販売事業における豊富な経験と実績から事業会社の実態に精通しており、当社の経営についての的確な助言をいただけるものと判断したからであります。

6. 当社は社外取締役がその期待される役割を十分発揮できるように、現行定款第21条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、佐久間昇二氏、富山和彦氏及び松永明生氏とは、各氏の損害賠償責任を金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の何れか高い額を限度とする（職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に限る。）ことを内容とする責任限定契約を締結しており、3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

平成25年6月22日開催の第40回定時株主総会において補欠監査役に予選された山元裕子氏の選任の効力は本総会の開始の時までの間とされています。

改めて社外監査役松田政行氏、新井誠氏の補欠監査役として、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
やまもと ひろこ 山元裕子 (昭和31年3月30日生)	平成2年4月 弁護士登録 第一東京弁護士会所属 小松・狛法律事務所 平成7年1月 グレイ・ケリイ・ウェア・アンド・フリーデンリッチ法律事務所 (現ディーエルエイ・パイパー シリコンバレーオフィス) 平成12年6月 マックス法律事務所 平成12年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成17年7月 森・濱田松本法律事務所 弁護士 (現任) 平成23年10月 青山学院大学大学院経営学研究科 戦略経営・知的財産権プログラム 客員教授 (現任)	0株

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山元裕子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山元裕子氏を補欠の社外監査役の候補とした理由は、同氏はこれまで会社の経営に参与した経験はありませんが、弁護士として、会社法務等をはじめとする幅広い見識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 当社は社外監査役がその期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第30条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、山元裕子氏が選任され監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、同氏の損害賠償責任を金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の何れか高い額を限度とする（職務を行うにつき善意で且つ重大な過失がない場合に限る。）ことを内容とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止することを平成26年5月12日開催の取締役会で決議いたしました。これに伴い、第1号議案の取締役選任議案が原案どおり承認可決された場合に重任となる取締役6名（社外取締役を除く）および在任中の監査役2名（社外監査役を除く）に対し、本総会終結時までの在任期間の労に報いるため、当社の定める内規に従い、相当額の範囲内で、本総会終結時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

その支給の時期は各取締役および各監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
矢内 廣	昭和49年12月 びあ株式会社設立 同代表取締役社長 平成15年6月 当社代表取締役会長兼社長 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役社長兼CEO（現任）
白井 衛	平成10年6月 当社取締役 平成14年5月 当社常務取締役 平成17年5月 当社取締役（現任）
木本 敬巳	平成23年6月 当社取締役（現任）
長島 靖弘	平成25年6月 当社取締役（現任）
夏野 剛	平成20年6月 当社取締役（現任）
吉澤 保幸	平成25年6月 当社取締役（現任）
能勢 正幸	平成11年3月 当社監査役 平成24年6月 当社常勤監査役（現任）
斎藤 廣一	平成15年6月 当社常勤監査役 平成23年6月 当社監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内図



ベルサール渋谷ファースト地下1階ホール

〒150-0011 東京都渋谷区東1-2-20 渋谷ファーストタワー

「渋谷駅」東口徒歩8分（JR線・銀座線・井の頭線）

「渋谷駅」15出入口徒歩8分（半蔵門線・副都心線・東横線）

「渋谷駅」JR新南口徒歩8分（JR線）

「表参道駅」B1出入口徒歩10分（銀座線・半蔵門線・千代田線）

駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。